

## 船舶事故調査報告書

令和4年1月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年11月24日 11時30分ごろ
発生場所	大分県佐伯市宇戸島北方沖 松浦港沖松浦沖防波堤灯台から真方位077° 3.6海里（M）付近 （概位 北緯32° 57.7′ 東経132° 01.9′）
事故の概要	漁船八重は、一本釣り漁の作業中に漁場を移動しようとした際、操縦者が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年11月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 八重、1.2トン OT3-56292（漁船登録番号）、個人所有 5.86m（Lr）×1.95m×0.63m、FRP ディーゼル機関、60kW（動力漁船登録票による）、平成15年5月16日
乗組員等に関する情報	操縦者 79歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	右舷船首部及び右舷船尾部外板に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約5.0m/s、視界 良好 海象：うねり 波向北、波高約0.5m、水温 約20℃
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、令和2年11月24日07時00分ごろ佐伯市松浦漁港を出港し、宇戸島北方沖の漁場に向かった。 操縦者は、11時11分ごろ操縦者の家族と携帯電話で、釣果が少ないので、宇戸島沖から佐伯市白埼沖の漁場へ移動して作業を行う旨の話をした。 佐伯市猿戸漁港の防波堤で釣りをしていた者は、14時前ごろ同漁港の港口付近に本船を認めた際、船内が無人であったので、操縦者が落水したのではないかと思い、同漁港にいた漁業者に声を掛け、同漁

	<p>業者は猿戸地区長の自宅に向かい状況を説明した。</p> <p>猿戸地区長は、本事故の発生を佐伯市の振興局に連絡し、連絡を受けた振興局担当者は、14時07分ごろその旨を海上保安庁に通報した。</p> <p>声を掛けられた漁業者と猿戸地区長は、猿戸漁港の港口付近に本船を認めて、その後の状況を見ていたところ、本船が、北風により船尾を同漁港内に向け、船首から錨索が繰り出されている状態で同漁港内を南方に漂流し、その状態のまま同漁港内の岸壁に漂着したので、ロープを取って係留した。</p> <p>操縦者は、海上保安庁の巡視艇及び航空機のほか、漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）の組合員や消防隊員によって捜索が行われ、16時40分ごろ猿戸漁港西方の海岸で消防隊員によって仰向けの状態で打ち上げられているのを発見されたが、その場で死亡が確認され、医師による検案の結果、死因が短時間での溺死であり、死亡推定時刻が11時30分ごろとされた。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者の操業状況、健康状態等は、次のとおりであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ふだん、宇戸島北方沖及び白埼北方沖で一本釣り漁を行っており、漁場では機関を停止し、船首部から錨を入れて錨泊した状態であった。</li> <li>(2) 本事故当日、体調不良を訴えていなかった。</li> <li>(3) ふだん、釣りに出掛ける際は携帯電話を首からぶら下げていた。</li> </ol> <p>本船の発見時の状況は、次のとおりであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) GPSプロッターの電源が入っており、その航跡は宇戸島北方沖の漁場から猿戸漁港までほぼ一直線で、機関が中立運転の状態に漂流していた。</li> <li>(2) 船首甲板にはクーラーボックス、船尾甲板には釣り竿が2本、たも網が1本置かれ、いずれも船尾方を向いて整理された状態で置かれていた。</li> <li>(3) 錨索は全長約200mで、約100mのところ船首部のクリートに係止され、その先端には錨が付いており、錨は猿戸防波堤の外側で発見された。また、錨索は、船首甲板に取り付けられたアンカーウインチに巻かれておらず、アンカーウインチは故障していなかった。</li> <li>(4) 右舷船首部及び右舷船尾部外板に破損を生じていたが、他船のものと思われる塗料の付着等はなかった。</li> </ol> <p>操縦者の発見時の服装等は、次のとおりであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上半身に救命胴衣（以下「本件救命胴衣」という。）、ジャンパー、トレーナー、長袖シャツ、下半身に七分丈ズボン、スウ</li> </ol>

	<p>エット、タイツ、靴下及び長靴を着用していた。</p> <p>(2) 本件救命胴衣は、膨張式で、国土交通省の型式承認を受けており、製造年月日が2013年1月、スプール（水を検知する部分）の有効期限が2016年3月で、股ひもがなく、バックルは閉められていなかった。</p> <p>(3) 本件救命胴衣は、自動膨張装置が作動し、ガスボンベの封板に穴を開ける貫通針が押し上げられていたが、ガスボンベの取り付け部のねじ締めが緩く、封板に届かずに穴が開いておらず、ガスが放出されずに膨張していない状態であった。</p> <p>(4) 携帯電話は発見されなかった。</p> <p>操縦者の家族及び所属漁協の担当者は、本船は所属漁協の他の漁船に比べて小型で揺れやすいので、本事故時、本船が波を受けて動揺した際、操縦者が身体のバランスを崩して落水したのかもしれないと本事故に思った。</p> <p>操縦者の家族は、5～6年前まで、操縦者と一緒に一本釣り漁に出掛けており、本船に乗船中に波を受けて動揺した際、身体のバランスを崩すことがあった。</p> <p>操縦者の家族及び所属漁協の担当者は、本事故後、操縦者が操縦免許を受有していないことを知った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>操縦者の死因は、短時間での溺死であった。</p> <p>操縦者は、次のことから、宇戸島北方沖において、一本釣り漁の操業中に漁場を移動しようとした際、11時11分～11時30分ごろの間に落水したものと考えられる。</p> <p>(1) 操縦者は、本事故当時、宇戸島北方沖で錨泊して一本釣り漁を行っていたこと。</p> <p>(2) GPSプロッターの航跡が、宇戸島北方沖から猿戸漁港までほぼ一直線であったこと。</p> <p>(3) 操縦者の家族が、11時11分ごろ操縦者と携帯電話で会話をし、漁場を移動する旨の話を聞いたこと。</p> <p>(4) 本船が発見された際、主機が中立運転の状態であったこと。</p> <p>(5) 検案の結果、操縦者の死亡推定時刻が11時30分ごろとされたこと。</p> <p>操縦者は、波を受けて本船が動揺した際、甲板上で身体のバランスを崩すなどして海中に転落した可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者は、着用していた本件救命胴衣の自動膨張装置が作動し、ガスボンベの封板に穴を開ける貫通針が押し上げられていたものの、ガ</p>

	<p>スポンベの取り付け部のねじ締めが緩かったことから、封板に届かずに穴が開かずに本件救命胴衣が膨張せず、本件救命胴衣の浮力が得られず、溺水したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、操縦免許を受有していなかったことから、操縦免許を受有した者が乗船していない状況下で操船してはならなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、操縦者が、宇戸島北方沖において、一本釣り漁の作業中に漁場を移動しようとした際、落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人で乗り組む小型船舶の船長は、船舶は小型であるほど船体が動揺しやすいということに十分留意した上、波などを受けて船体が動揺した際に身体のバランスを崩さないように、乗船中は手摺りや固定部を掴んだり、船上に錨を揚げる際は姿勢を低くしたりして落水防止に努めること。</li> <li>・ 船長は、所有する膨張式救命胴衣の自動膨張装置にガスポンベがしっかりと固定され、緩んでいないかを定期的に点検し、適切に保管すること。また、スプールは、有効期限のものを使用し、ガスポンベは必要に応じて取り替えることが望ましい。</li> <li>・ 小型船舶を操船する者は、小型船舶操縦士免許を取得してから乗船すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

